

部長及び参事官
殿
所 属 長

県 民 発 第 7 7 号
平成28年 3 月 17 日
10年保存（口訓）
本 部 長

高知県警察証明事務取扱要綱の制定について（通達甲）

高知県警察における各種証明事務については、「高知県警察証明事務取扱要綱の制定について（例規）」（昭和61年 2 月 24 日高監発第56号）を制定しているところであるが、制定後相当年数が経過し所要の見直しを行ったこと及び高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察証明事務取扱要綱」を定め、平成28年 4 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察証明事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、別に定めのあるもののほか、高知県警察における証明事務の適正かつ合理的な取扱いを図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 警察証明

警察の所管に係る事務について、証明を必要とする者（以下「出願者」という。）からの願い出に基づき、願い出に係る事実の存在又は届出を受理したことを証明することをいう。

2 事実証明

警察証明のうち、願い出に係る事実があったことを証明することをいう。

3 届出受理証明

警察証明のうち、願い出に係る届出内容の事実について証明できないが、出願者の利益のため又は関係官公署等の事務処理上の必要がある場合において、当該事案の証明に代えて、単に形式的に願い出に係る届出を受理したことを証明することをいう。

第3 証明事務における基本的心得等

1 基本的心得

出願者に対しては、親切かつ丁寧に應對し、個人の秘密に触れるなどの不用意な言動は慎み、適切に処理すること。

2 厳格な取扱いと住民へのサービス

警察証明は、公務所である警察の事実等確認の意思表示であり、反証のない限り公的な証明力が与えられ、当事者は、その証明力をもって法定の権利又は義務を主張することができる。よって、取扱いを誤ると、当事者又は関係者に重大な影響を及ぼすことになりかねないため、厳格性が要求される。

したがって、原則として、事実確認のできたもののうち、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ行うものとするが、厳格性ばかり過度に強調すると住民に対するサービスに欠けることとなりかねないため、事実証明ができない場合に届出受理証明を行うなど、特別な事情のある住民の正当な願い出に対しては、可能な限りこたえていくこととする。

3 取扱上の留意事項

- (1) 証明内容の確認手続を適正にすること。
- (2) 証明を必要とする理由を確認すること。

- (3) 出願者が適当な当事者であることを確認すること。
- (4) 民事事件等に悪用されるおそれのある事項を除外すること。
- (5) 証明書の発行枚数を必要な範囲にとどめること。

4 証明の基本方針

(1) 事実証明（原則的証明）

事実証明は、警察所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ取り扱うものとする。

(2) 届出受理証明（例外的証明）

届出受理証明は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるものについてのみ例外的に取り扱うことができるものとする。

ア 現に法令等により、警察の証明を要することが規定されているもの

イ 証明を行う官公署等がなく、その証明が得られない場合は、出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

ウ 官公署等から、事務の取扱上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの（警察庁が関係省庁等から要請を受けているもの）

エ ウに掲げるもの以外で、官公署等において、警察の証明がない場合には、事務の取扱上著しく支障を来すもので、当該官公署等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當であるなどの特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

オ その他特別な事情が認められるもので、証明発行者が証明することを適当と認めたもの

第4 証明取扱責任者及び証明取扱担当者

1 証明取扱責任者

- (1) 署に証明取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、副署長又は次長をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、署長の指揮を受け、証明事務の取扱いについてその責を負うものとする。

2 証明事取扱担当者

- (1) 取扱責任者の下に証明取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置き、警務係をもって充てる。
- (2) 取扱担当者は、取扱責任者の指揮を受け、証明願の受理、証明書の交付その他警察証明の事務処理に当たるものとする。

第5 証明の種別

1 事実証明

事実証明については、原則として、別表第1に掲げるものについて取り扱うものとする。この場合において、証明発行署は当該事実を取り扱った署とする。

2 届出受理証明

届出受理証明については、原則として、別表第2に掲げるもののみ取り扱うものとする。この場合において、証明発行署は届出を受理した署とする（被害届出受理証明を除く。）。

なお、遺失又は被害届出受理証明については、原則として、別表第3に掲げるものについて取り扱うものとし、被害届出受理証明の場合における証明発行署は、原則として、被害地を管轄する署（当該被害にかかる被害届（以下「被害届」という。）の原本を保有している署）とする。

3 証明することが適当と認められるものに係る証明

別表第1及び別表第2以外に証明願のあったものについては、基本方針に沿うものであり、かつ、特別な事情が認められる場合に限り、個々具体的に検討して取り扱うものとする。この場合においては、第11のとおり、県民支援相談課に質疑の上、適否について判断するものとする。

4 別に定めのあるもの

第1の「別に定めのあるもの」については、別表第4に掲げるもの等があるが、これらについては、個々の根拠法令や取扱要領等に基づき取り扱うものとする。

第6 証明書（願）の様式、記載内容等

1 様式

証明書（願）の様式は、事実証明にあつては別記第1号様式の実事証明書（願）（以下「事実証明書（願）」という。）、届出受理証明にあつては別記第2号様式の届出受理証明書（願）（以下「届出受理証明書（願）」という。）を使用するものとする。

2 様式が異なる場合の措置

他の法令等又は警察の証明を必要とする官公署等の定める様式による願い出があつた場合等は、1の例外として、証明願に係る根拠法令等を確認するなどした上、不要箇所や文字を削除するなどの一部補正を求めるといった措置をとり、支障のない限り受理しても差し支えないものとする。

3 記載方法

証明の願い出は、出願者に文書で行わせることとし、出願者本人に記載さ

せるものとする。

4 記載事項

事実証明書（願）及び届出受理証明書（願）の記載事項は、次のとおりとする。また、2の場合においても、この項目に準じて取り扱うものとする。

(1) 出願年月日

願い出を行う年月日を記入する。

(2) 宛名

願い出を行う先の署長宛とする。

(3) 出願者の人定事項

ア 住所 出願者の現住居地を記入する。

イ 氏名 出願者の現氏名を記入する。

ウ 生年月日 出願者の生年月日を記入する。

エ 電話番号 出願者の電話番号を記入する。

オ 当事者との関係 出願者が証明内容に係る当事者である場合は「本人」と記入し、それ以外の場合は当事者との関係を正確に記入する。

(4) 事実証明内容（事実証明書（願））

ア 種別 「身体拘束」、「その他」のいずれかを丸で囲み、又は不要の文字を削り、「その他」の場合は、括弧内に願い出る証明の内容を記入する。

イ 当事者 願い出に係る当事者の住所、氏名を記入する。

ウ 内容 願い出に係る証明内容を記入する。

(5) 届出受理内容（届出受理証明書（願））

ア 遺失・___被害・行方不明者 願い出る証明について、いずれかを丸で囲み、又は不要の文字を削り、被害届出受理証明の場合は、その被害種別を盗難又は横領等と記載する。

イ 日時 遺失、被害の日時又は行方不明となった日時を記入する。行方不明の場合等で、日時の自及び至のうち至部分が不要の場合は、不動文字の「年 月 日 午 時 分 ころまで」を削る。

ウ 場所 遺失又は盗難等被害の場所を記入する。行方不明の場合等は、記入欄に斜線を引く。

エ 物品・金額 遺失又は盗難等被害の物品又は金額を記入する。行方不明の場合は、記入欄に斜線を引く。

オ 届出年月日 遺失、被害又は行方不明の届出年月日を記入する。

(6) 証明書の必要理由

証明書を必要とする理由について記入する。

(7) 証明書の提出先

証明書を提出する官公署等を記入する。

第7 証明願の受付等

1 取扱いの原則

- (1) 証明の願い出は、原則として出願者が証明発行署へ来署の上、取扱担当者の面前において行うこととする。ただし、出願者が証明発行署以外の署へ来署した場合であっても、次の場合は、証明発行署への願い出の取次ぎができるものとし、出願者の利便を図ることとする。

なお、その場合は即日交付の原則の適用外とするとともに、取次ぎが適当でないと認められる場合は、出願者に対し、証明発行署へ直接願い出るよう説明することとする。

ア 遺失届出受理証明

出願者の住居地を管轄する警察署へ来署したとき。

イ 被害届出受理証明

被害届受理署（管轄違いで事件引継ぎ（移送）される前に届出を受理した署）又は出願者の住居地を管轄する警察署へ来署したとき。

ウ 行方不明届受理証明

出願者の住居地を管轄する警察署へ来署したとき。

- (2) 証明の取扱時間は、原則として月曜日から金曜日まで（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年県条例第47号）第10条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間は除く。以下「執務時間」という。）とする。

2 受付及び確認

取扱担当者は、証明の願い出を受け付けた場合、次の事項を確認する。

- (1) 証明書の発行対象に該当するものであるかどうか（警察所管の事務であるか、証明すべき事務であるか等）。
- (2) 出願者が、当該証明に係る当事者本人であるか、又は当事者本人以外の当該証明に係る正当な利益を有する者（配偶者、親権者、後見人、親族等当該願い出を行うに当たり適当な者）であるかどうか。
- (3) (2)を証明する書類（身分証明書、戸籍謄本、委任状等）を提出又は提示しているかどうか。ただし、出願者が証明内容に係る本人ではなく願い出を行うに当たり適当な者であると認められた場合であっても、可能な限り証明内容に係る本人に対しその意思等を確認すること。
- (4) 証明願が適切に記載されているかどうか（形式的要件が整っているか）。

3 受理

取扱担当者は、2の確認等の結果、適切であるものについて受理し、次の事務を行うものとする。

(1) 証明取扱簿への記載

別記第3号様式の証明取扱簿（以下「証明取扱簿」という。）に必要事項を記載する。

(2) 收受事務

証明願の提出は1通とし、取扱担当者においてその写しを作成し、当該写しに收受印を押して控えを作成する。

(3) 受理できない場合の措置

2の確認等の結果、受理できない願い出については、出願者に対しその理由を説明するとともに、警察証明を得られないことにより出願者が不利益を被ると認められるときは、届出受理証明に係るものについては、必要により届出に係る受理年月日、受理番号又は事務担当者の氏名を出願者又は証明書の提出を求めている官公署等の事務担当者に教示するなどし、出願者の接遇について適切な措置を講じるものとする。

4 内容の審査

(1) 主管課への回付

証明願を受理した取扱担当者は、証明内容の主管課へ回付し、審査を求めるものとする。

(2) 証明内容の審査

ア 主管課の課長は、記載している事実の有無及び証明内容に誤りがないかどうかを審査の上、誤りがなければ、証明願奥書（証明書部分）下部の確認者欄に押印し、取扱担当者に回付する。

イ 主管課の課長は、証明内容に誤りがあるとき又は第10に掲げる証明書の発行拒否事由に該当するものであるときは、別記第4号様式の意見書（以下「意見書」という。）に、訂正内容、発行拒否事由等を具体的に記載して取扱担当者に回付する。この場合において、取扱担当者は、出願者に対し、証明願を訂正した上再度審査を求めるか、又は発行拒否を受け入れるかのいずれかの意思を確認の上、必要な措置を講じるものとする。

ウ イの場合において、出願者が必要な事項の訂正を行ったときは、アの手続によることとする。

5 証明願の作成・決裁

証明内容の審査を経て、発行が相当と認められる証明願は、取扱担当者において、証明書原本と控えとに契印を押し、証明願奥書（証明書部分）に交

付番号（受理番号と同一番号とする。）、証明年月日等を記載し、取扱責任者を経て署長の決裁を受けることとする。

また、第6の2により、この要領に定める様式とは別の様式で受理した場合において、交付番号を記載する箇所がないときは、証明年月日に近い適当な箇所へ記載するなどし、事実証明書（願）及び届出受理証明書（願）に準じて行うこととする。

審査の結果、発行が不相当であり願い出を拒否する場合は、主管課長より付された意見書を添付した上、取扱責任者を経て署長の決裁を受けることとし、出願者に対して、発行拒否事由等の説明を行うこととする。この場合、願い出は受理していることから、証明願は出願者に返還しないものとする。

第8 証明書の交付等

- 1 決裁を受けた証明願は、取扱担当者において、不備な点がないかを再度確認した後、謄本を作成し、原本を証明書として交付する。
- 2 証明書の交付は、出願者への利便を考慮して、可能な限り即日交付するものとし、証明内容に疑義が生じた場合、他官庁への問合せに相当時間を要する場合等、やむを得ない理由で即日交付ができないときは、出願者にその理由を説明し、日時を指定して交付するものとする。
- 3 証明書の発行又は拒否については、証明取扱簿の「処理結果」欄に記載しておくものとする。

第9 文書の保存等

証明願、控え、謄本、第7の4(2)において主管課の課長が意見書を作成した場合の意見書、発行拒否の場合の証明願及び控えは、証明取扱簿とともに、暦年ごとに3年間保存しておくこととする。

第10 証明書の発行拒否事由

証明書の発行対象に該当するものであっても、次のいずれかに該当するときは、証明書の発行を拒否するものとする。

- (1) 証明内容が職務上の秘密にわたるとき。
- (2) 証明書の必要理由、使用目的、提出先等が明らかでないとき。
- (3) 証明内容が確認できないとき。
- (4) 盗難又は遺失に係る物品又は金額が既に返還等されているとき。
- (5) 民事事件等に悪用されるおそれがあると認めるとき。
- (6) 出願事項に虚偽の記載があったとき。
- (7) 証明書を数通必要とするもの又は重ねて証明書を必要とするものについて、その理由が明らかでないとき。
- (8) その他証明書発行権者が県民支援相談課長と協議の上、不相当と認めたと

とき。

第11 質疑等の窓口

証明事務に関する質疑等の窓口は、県民支援相談課とし、取扱いにおいて疑義が生じた場合は、統一的な処理を図る必要があることから、具体的事例について県民支援相談課と協議の上、処理するものとする。

別表第 1 (第 5 関係)

事実証明一覧表

証明種類	関係法令等	証明内容
身体拘束証明	道路交法施行令 (昭和35年政令第270号) ・ 第33条の 6 の 2 (自動車運転免許更新) ・ 第37条の 4 (自動車運転免許再試験の受験申込み) ・ 第37条の 5 (自動車運転免許の更新の特例申請等) 児童扶養手当法施行規則 (昭和36年厚生省令第51号) 第 1 条第 1 項第 5 号二 (児童扶養手当の申請) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第77条及び各市町村における国民健康保険に関する条例等 (国民健康保険料の減額又は免除申請)	1 被拘束者の住所、氏名及び生年月日 2 拘束の期間 (時間) 及び場所 3 留置又は保護の別

別表第2（第5関係）

届出受理証明一覧表

証明種類	関係法令等	証明内容
遺失届出受理証明	警察における証明事務の合理化について（通達）（平成28年2月15日警察庁丙情管発第2号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺失者の住所、氏名 2 遺失年月日及び場所 3 遺失金品及び数量 4 届出年月日
被害届出受理証明	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者の住所、氏名 2 被害年月日及び場所 3 被害金品及び数量 4 届出年月日
行方不明者届受理証明	民法（明治29年法律第89号） <ul style="list-style-type: none"> ・第25条（不在者財産管理人の選任） ・第30条（失踪宣告の申立て） ・第770条（法定離婚訴訟の提起） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者の住所、氏名 2 行方不明年月日 3 届出年月日

別表第3（第5関係）

遺失又は盗難届出受理証明発行可能対象物件等

対象物件	関係法令等	使用目的
在留カード	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の12第1項	再交付申請のため
特別永住者証明書	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第13条第1項	再交付申請のため
旅券	旅券法（昭和26年法律第267号）第17条	紛失届出（再交付申請）のため
雑損控除の対象となる物件	所得税法（昭和40年法律第33号）第72条	雑損控除申請のため
有価証券等	非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第2章第4編	公示催告手続申請のため（債権、小切手、約束手形等の有価証券に限る。）

別表第4（第5関係）

別に定めのあるもの

証明種別	根拠法令等	発行者	手数料の要否
在職証明	労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条	本部長 （警務課）	不要
履歴証明	労働基準法第22条	本部長 （警務課）	不要
身分証明	高知県警察一般職員身分証明書交付要領の制定について（通達甲） （平成28年3月17日警務発第298号）	本部長 （警務課）	不要
退職手当証明	職員の退職手当に関する条例（昭和28年県条例第59号）第2条及び第7条	本部長 （警務課）	不要
協力援助証明	警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和30年12月警察庁訓令第19号）第23条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和37年4月本部告示第1号）第23条	本部長 （県民支援相談課）	不要
海外渡航者犯罪 経歴証明	犯罪経歴証明書発給要綱の一部改正について（通達）（平成24年7月3日警察庁丙鑑発第11号ほか） 犯罪経歴証明書発給要綱の運用について（通達）（平成24年7月3日警察庁丁鑑発第668号ほか）	本部長 （鑑識課）	要

火薬類運搬証明	<p>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条</p> <p>火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年公安委員会規則第6号）第2条</p>	公安委員会 （署長）	要
自動車保管場所証明	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第2条</p>	署長	要
銃砲刀剣類発見届出受理証明	<p>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第23条</p> <p>銃砲刀剣類発見届取扱要領の送付について（平成26年12月25日警察庁丁保第204号）</p> <p>高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年本部訓令第19号）第21条</p>	署長	不要
搜索証明	<p>刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第119条及び第222条</p> <p>犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第150条</p>	司法警察職員	不要

別記

第1号様式（第6関係）

事実証明書（願）

高知県 警察署長 殿		年 月 日
住所		
氏名		印
生年月日		年 月 日
電話番号		
当事者との関係		
下記のことについて証明をお願いします。		
記		
事実証明内容	種 別	身体拘束・その他（ ）
	当 事 者	住所 氏名 生年月日
	内 容	
証明書を必要とする理由		
証明書の提出先		
上記の事実と相違ないことを証明する。		証第 号
年 月 日		
高知県 警察署長		印

確認者	印
-----	---

第2号様式（第6関係）

届出受理証明書（願）

高知県 警察署長 殿 住所 氏名 生年月日 電話番号 当事者との関係 下記のことについて証明をお願いします。 記	年 月 日 年 月 日 年 月 日		
届出内容	遺失被害者 行方不明	住所 氏名	
	日 時		年 月 日 午 時 分 ころ から 年 月 日 午 時 分 ころ まで
	場 所		
	物 品 ・ 金 額		
	届 出 年 月 日		年 月 日
	証 明 書 を 必 要 と す る 理 由		
	証 明 書 の 提 出 先		
証 第 号 上記のとおり届出のあったことを証明する。 年 月 日 高知県 警察署長 印			

確認者	印
-----	---

第4号様式（第7、第9関係）

意見書

年 月 日	
警察署長 殿	
課長	
階級	氏名
印	
出願者 から願い出のあった証明内容につき、審査した結果は次のとおりである。	
証 明 の 種 別	
審 査 結 果	【訂正内容・発行拒否事由等】